

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 2 年 9 月 3 0 日
見附市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点地域 との重複 の有無		
	○			見附市庄川町 見附市元町 見附市栃窪町 見附市太田町 見附市牛ヶ嶺町 見附市神保町 見附市堀溝町 見附市杉澤町 見附市明晶町	無	令和 2 年度～令和 6 年度	見附市広域協定 中山間地域等保 全部会